

春日部市

循環型社会形成推進地域計画

【第2期】

平成30年11月22日

令和2年11月27日

令和3年12月22日

令和4年11月18日

令和5年3月17日

春日部市

目 次

1.	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
(4)	ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況	2
(5)	プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容	2
2.	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	3
(2)	生活排水の処理の現状	4
(3)	一般廃棄物等の処理の目標	5
(4)	生活排水処理の目標	6
3.	施策の内容	7
(1)	発生抑制・再使用の推進	7
(2)	処理体制	9
(3)	処理施設の整備	12
(4)	施設整備に関する計画支援事業	12
(5)	その他の施策	12
4.	計画のフォローアップと事後評価	13
(1)	計画のフォローアップ	13
(2)	事後評価及び計画の見直し	13
(添付資料)		
添付資料-1	計画地域内の施設の位置	15
添付資料-2	現状と目標のトレンドグラフ	16
添付資料-3	分別区分の詳細	21
添付資料-4	地域内の施設の現況と予定(位置図)	22
添付資料-5	浄化槽設置整備事業対象区域図	23
添付資料-6	廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ	24
様式1	循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表1	27
様式2	循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2	31
様式3	地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	32
参考資料様式1	施設概要(マテリアルリサイクル施設系)	33
参考資料様式7	施設概要(浄化槽系)	34

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名： 春日部市

面積： 約 66.00 km²

人口： 235,372 人【2018年（平成30年）3月31日現在】

春日部地域は、春日部市（以下、「本市」という。）のみで構成され、都心から35km圏、関東平野のほぼ中央、埼玉県の一部に位置しており、北は宮代町、杉戸町、南は越谷市、松伏町、西はさいたま市、白岡市、東は江戸川を挟んで千葉県野田市と接している。東西方向には東武野田線（アーバンパークライン）と国道16号が横断し、南北方向には東武伊勢崎線（スカイツリーライン）と国道4号・4号バイパスが縦断している。



(2) 計画期間

本計画は、2019年（平成31年）4月1日から2026年（令和8年）3月31日までの7年間を計画期間とし、計画目標年度を2026年度（令和8年度）とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

本市では、2012年（平成24年）3月に『ごみを減らし、ごみを生かす生活が「あたりまえ」の循環型都市』を目標に掲げ、2012年度（平成24年度）から2026年度（令和8年度）までの15年間を計画期間とする春日部市一般廃棄物処理基本計画を策定した。

この間、ゴミカレンダーの充実、パソコンの無料回収や使用済み小型家電のピックアップ回収など、適正な分別排出のための啓発を充実させ、新たな収集方法によるごみの減量化・資源化を図るとともに、焼却灰の再利用、資源選別センターの統廃合を行い、ごみ処理の適正化・合理化を図ってきた。

また、し尿や浄化槽汚泥をごみ焼却施設の助燃剤として再利用することができる汚泥再生処理センターの新設整備、ごみ焼却施設の延命化事業である基幹的設備の改良に加え、施設内の電力を賄い余剰電力を地域へ還元するため、発電能力を向上させ、エネルギー利用の効率化を図ることで、地球温暖化防止対策に積極的に取り組んでいるところである。今後の施設整備において、旧ごみ焼却施設の解体後に建設するストックヤード等については、国土交通省の「浸水ナビ」の浸水想定を参考にするとともに、近隣河川の堤防の高さ、周辺の施設や道路の整備状況等を総合的に考慮し、災害対策を講ずる。

このような中、循環型社会の実現を目指した取組により、家庭から排出されるごみの量は年々減少し、前計画で掲げた一部の数値目標を既に達成した。一方、事業所から排出されるごみの量は、大型商業施設の出店もあり、増加傾向にある。

更に、東日本大震災を契機として、大規模災害発生時に大量に発生することが予測される廃棄物の適正な処理体制の確保、世界的に関心の高まっている食品ロスの問題など、廃棄物処理・リサイクルを取り巻く環境は大きく変化してきている。

このような現状を踏まえ、新たな課題等への対応を行う必要が生じたことから、前計画を改定し、更なるごみの減量化・資源化、適正な処理を推進し、循環型社会の更なる構築を進めていくため、2019年（平成31年）3月に再び一般廃棄物処理基本計画を改定した。

本計画の計画期間中に整備を予定している施設は、以下のとおりとする。

- ・春日部市ストックヤード 処理能力 2,800 m³

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

埼玉県では、地域において安定的かつ効率的な一般廃棄物処理体制の構築を進めるため、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を推進する「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定している。

その中で当該地域は、令和3年3月現在、広域化ブロック割のブロック19として位置づけられており、広域化の対象の市町村になっておらず、単独市町村となっている。

しかしながら、広域行政への動向や、近隣自治体の動向を注視する。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

住民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するよう、ごみカレンダー等で啓発・情報提供を行う。

本市は、容器包装リサイクル法が施行される前から、びん・かん・ペットボトル等の分別収集を実施しており、新たにプラスチック資源の分別収集を進めるためには、収集方式の変更や、処理施設の整備などを行う必要がある。

プラスチック資源は、当面の間、可燃ごみ、粗大ごみ等として焼却処分等（焼却による発電を含む）を継続するが、今後、他市町村における分別収集・中間処理などの事例の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら分別収集・再商品化の実施方法や実施時期について検討を行う。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

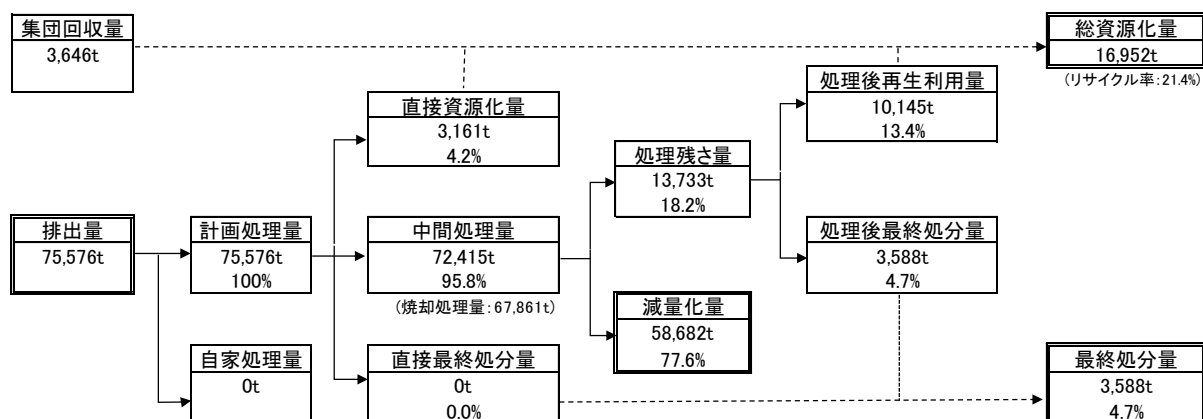
(1) 一般廃棄物等の処理の現状

2017年度（平成29年度）の一般廃棄物の排出、処理状況を図2-1に示す。

集団回収量も含めた総排出量は79,222トンであり、再生利用される「総資源化量」は16,952トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量））は21.4%である。

中間処理による減量化量は58,682トンであり、集団回収量を除いた排出量の77.6%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の4.7%に当たる3,588トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち焼却量は67,861トンである。焼却施設では、余熱利用として、発電を行っており、2017年度（平成29年度）実績では14,978MWhとなっている。



注記：小数点以下を四捨五入しているため、合計があわない場合がある。
 リサイクル率（＝（直接資源化量＋処理後再生利用量＋集団回収量）／（排出量＋集団回収量））
 下段数値は、計画処理量に対する割合

図 2-1 一般廃棄物の処理状況フロー 2017年度（平成29年度）

(2) 生活排水の処理の現状

2017 年度（平成 29 年度）の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量を図 2-2 に示す。

生活排水処理対象人口は全体で 235,372 人、水洗化人口は 221,485 人であり、汚水衛生処理率は 94.1%である。

し尿発生量は 3,146kL/年、浄化槽汚泥発生量は 18,563kL/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は 21,709kL/年である。

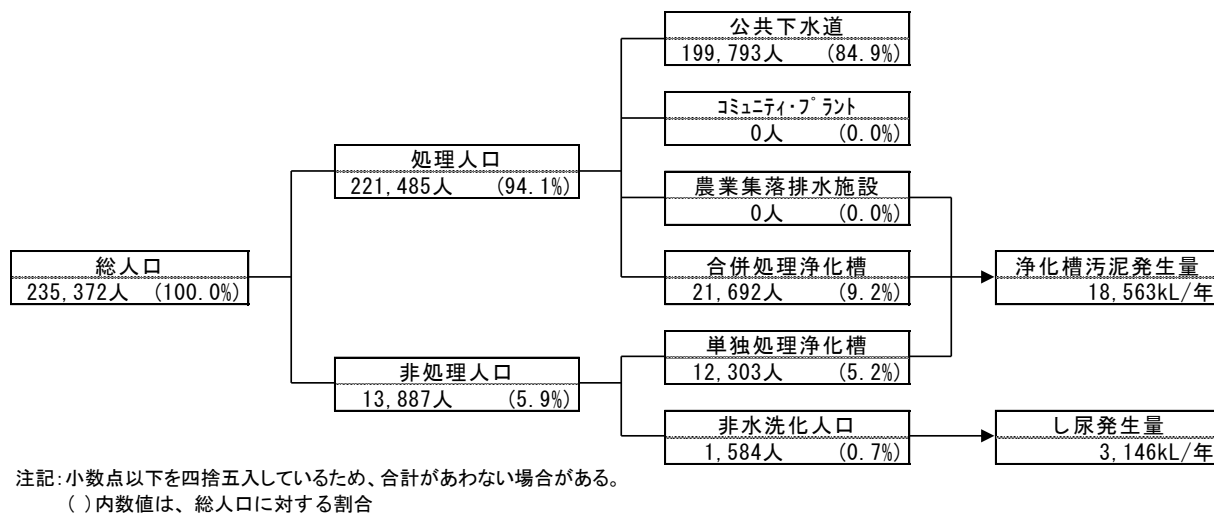


図 2-2 生活排水の処理状況フロー 2017 年度（平成 29 年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表 2-1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

目標年度である 2026 年度（令和 8 年度）の一般廃棄物の排出、処理状況を図 2-3に示す。また、参考として、添付資料-2 に現状と目標のトレンドグラフを示す。

表 2-1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標・単位		現状（割合 ^{※1} ） （平成29年度）	目標（割合 ^{※1} ） （令和8年度）
人口		235,372 人	227,455 人
排 出 量	事業系 総排出量	21,023 トン	12,904 トン (-38.6%)
	1 事業所当たりの排出量 ^{※2}	3.0 トン/事業所	1.9 トン/事業所 (-36.7%)
	生活系 総排出量	54,553 トン	49,525 トン (-9.2%)
	1 人当たりの排出量 ^{※3}	208.7 Kg/人	197.6 Kg/人 (-5.3%)
合 計 事業系生活系排出量合計		75,576 トン	62,429 トン (-17.4%)
再 生 利 用 量	直接資源化量	3,161 トン (4.2%)	6,033 トン (9.7%)
	総資源化量	16,952 トン (21.4%)	17,500 トン (26.6%)
エ ネ ル ギ ー 回 収 量	エネルギー回収量（年間の発電電力）	14,978 MWh	22,579 MWh
最 終 処 分 量	埋立最終処分量	3,588 トン (4.7%)	3,158 トン (5.0%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

令和8年度 事業所数 (6,934事業所) = 平成28年度の経済センサス活動調査での春日部市の事業所数6,934が令和8年度まで変動なしとする。

※3 (1人当たりの排出量) = { (生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

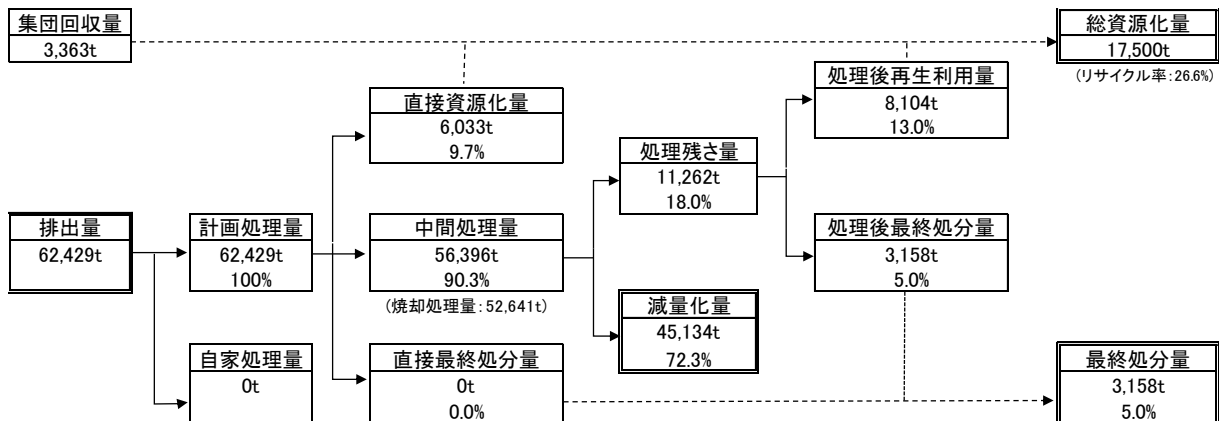
《用語の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く）〔単位：t〕

総資源化量：集団回収、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：t〕

エネルギー回収量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：t〕



注記: 小数点以下を四捨五入しているため、合計があわない場合がある。

リサイクル率 = (直接資源化量 + 処理後再生利用量 + 集団回収量) / (排出量 + 集団回収量)

下段数値は、計画処理量に対する割合

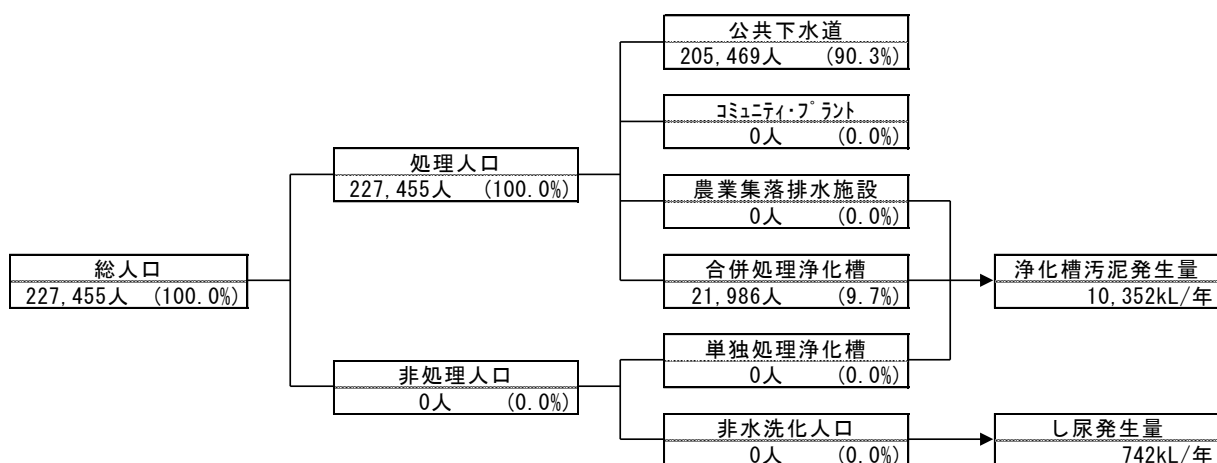
図 2-3 目標達成時の一般廃棄物処理状況フロー 2026 年度（令和 8 年度）

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表 2-2に掲げる目標のとおり、公共下水道及び合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表 2-2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成29年度現状	令和8年度目標
処理形態別人口	公共下水道	199,793人 (84.9%)	205,469人 (90.3%)
	合併処理浄化槽	21,692人 (9.2%)	21,986人 (9.7%)
	コミュニティ・プラント	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)
	農業集落排水施設	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)
	未処理人口	13,887人 (5.9%)	0人 (0.0%)
合 計		235,372人	227,455人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	3,146 キロリットル	742 キロリットル
	浄化槽汚泥量	18,563 キロリットル	10,352 キロリットル
	合 計	21,709 キロリットル	11,094 キロリットル



注記：小数点以下を四捨五入しているため、合計があわない場合がある。
 ()内数値は、総人口に対する割合

図 2-4 目標達成時の生活排水の処理状況フロー 2026年度（令和8年度）

3. 施策の内容

発生抑制や再使用等のための施策は次のとおりとする。

(1) 発生抑制・再使用の推進

本市では、循環型社会の構築に向けて、一般廃棄物処理基本計画をはじめとする諸計画との整合を図り、長期的・総合的な視野に立った廃棄物対策を推進していくものとする。

また、ごみの発生抑制を推進するため、市民一人ひとりが現代の便利で快適さがあたりまえの生活意識や習慣を見直し、ごみを減らし資源の有効活用を進める循環型社会が「あたりまえ」と思える生活に変えていくものとする。

ア. 発生抑制の推進

(ア) 3M（マイバッグ、マイボトル、マイはし）運動の推進

市民が誰でも気軽に実践できるごみ減量化策として、マイバッグ、マイボトル、マイはしを3M（スリーエム）と称し、市民へ推奨し、3M運動の輪を広げていくものとする。

(イ) 家庭での生ごみの堆肥化・利用促進

2011年度（平成23年度）からPRの一環として、家庭で簡単にできる生ごみ堆肥化講習会に取組み、普及を図っている。

今後は、堆肥の利用システムの確立に向け、関係者と協議・研究していくものとする。

(ウ) 事業者への支援・指導

事業所による、ごみの減量や資源化の取組実績を適正に評価し、優良事業者の取組を市公式ホームページへ掲載すること等により、更なる減量化・資源化への取組を支援していく。

また、多量排出事業所等に対する減量・資源化計画書により、計画書に沿った実施を監視、指導していくものとする。

(エ) ごみ処理の有料化

市民・事業者・行政の協働による減量努力を最優先とし、今後は、公平なごみ処理費用の負担、中間処理施設の延命化等を見極めたうえで、生活系ごみの有料化（可燃ごみ、不燃ごみ）を重要な検討課題としていくものとする。

(オ) ごみ処理手数料の改定検討

排出者責任及び適正な処理コスト負担の原則に基づき、ごみ処理手数料の定期的な見直しをしていくものとする。

イ. 再利用の推進

車両用燃料として民間事業者による廃食油回収等に関して協力、リターナブル容器商品の利用促進啓発など行っていくものとする。

(ア) 廃食油収集支援

車両用燃料として民間事業者による植物性廃食油の回収等に関して支援をして

いくものとする。

(イ) 再生品の利用促進

リターナブル製品や再生資源を利用した製品、商品の利用や購入啓発を行っていくものとする。

(ウ) 行政における再生品の活用

市においては、春日部市環境物品等の調達促進方針に基づき、グリーン購入品の割合を増やしていくものとする。

ウ. 再資源化の推進

資源物として分別排出された、廃棄物の効率的な再資源化を行っていくものとする。

(ア) 集団資源回収への支援

1986年（昭和61年）4月からごみ減量化・資源化意識の向上を図るため、回収量に対して奨励金を交付している。今後も、集団資源回収団体への取組を引き続き実施していくものとする。

(イ) 焼却灰の資源化

一般廃棄物最終処分場（本市所有）埋め立て完了に伴い、本市の焼却処理施設の焼却残渣を民間委託により資源化処理をしている。今後も、焼却灰の資源化を引き続き実施していくものとする。

エ. 意識啓発

循環型社会の構築に向け、市民、事業者の一層の理解と協力を得るため、積極的な普及啓発活動を行うものとする。

(ア) 主体別の意識啓発

循環型社会の構築には、市民・事業者の主体ごとの対策が必要である。

そこで、市民向けの事業として、集団資源回収の奨励や再生品の利用を促すことにより、生活に根差した循環型社会の構築を目指すものとする。

また、事業者向けの事業として、多量排出事業者に減量計画書の提出を求め、廃棄物を減らし、リサイクルを推進してもらうことにより、各事業者が循環型社会の一員であることを認識してもらうことを目指す。

さらに、事業者による店頭回収事業を促進することで、行政に頼らず、各主体が自ら循環型社会を構築する環境を目指すものとする。

オ. 生活排水処理対策

家庭から排水する生活雑排水とし尿を一緒に処理することで、環境負荷の低減を図るため、啓発や支援などを行っていく。

(ア) 浄化槽使用者への適正管理の啓発

広報紙やホームページにより、浄化槽の清掃、保守点検、法定検査の実施の重要性などの呼びかけを引き続き行っていくものとする。

(イ) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進

本市の要綱に基づき、浄化槽整備区域における単独処理浄化槽などから合併処

理浄化槽への転換促進に特化した補助を行っている。

今後も、同様の補助を引き続き実施し、下水道整備が見込めない地域の環境負荷の低減を図っていくものとする。

(2) 処理体制

ア. 生活系ごみの処理体制の現状と今後

本市の分別区分及び処理方法を表 3-1に示す。

本市では、可燃ごみ・不燃ごみ・資源物の分別収集を行い、粗大ごみについては、施設における中間処理を行い資源化に努めている。可燃ごみの焼却に際しては、発電により熱エネルギー回収を行い、効率的な資源化、適正処理を行っている。

今後は、資源物については現状と同じく資源化を行うが、近年、施設の統合により保管場所が不足している資源選別センターを補完するものとして、休止中の焼却施設の解体跡地にストックヤードを整備する。

また、容器包装リサイクルの資源化を進めるにあたり、既存中間処理施設（びん、かん、ペットボトル）の更新と併せ、廃プラスチック製容器包装の資源化施設の研究・検討を継続する。資源物の回収率を上げるため、分別排出に対する指導、啓発を行っていく。加えて、焼却量削減のため集団資源回収に対する補助も継続する。

焼却残渣については、民間業者へ資源化委託を引き続き実施していく。

イ. 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系ごみは、事業者が法の規定により自身の排出者責任で処理しなくてはならないとの認識をもつとともに、本市では事業者に対して、ごみについての減量化・資源化を効果的に推進するよう要請、指導を行っている。また、施設に搬入する場合は、家庭ごみと同様の分別を求め、分別されていないものについては受け入れを拒否している。

今後は、事業者、経営者に対する減量化・資源化・分別の徹底、ステーションへの排出禁止の徹底の指導を強化し、また、多量排出事業者に対しては、減量化・資源化計画書作成や計画書に沿った適切な減量化・資源化の実施を監視、指導していく。

ウ. 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、引き続き、公共下水道の整備と浄化槽整備区域における単独処理浄化槽などから合併処理浄化槽への転換の促進をしていく。

エ. 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在、一般廃棄物処理施設においては、産業廃棄物の受け入れは行っておらず、将来的にも対応予定はない。

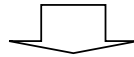
オ. 今後の処理体制の要点

- ・ 分別区分を見直し、容器包装リサイクル法に基づくリサイクルの完全実施に向けた研究を行う。
- ・ 資源化率の向上のため、分別排出の徹底をし、ストックヤードを整備（休止中の焼却施設の解体を含む）する。新規に整備する処理施設は浸水対策等に配慮した

施設づくりを行う。

表 3-1 生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状（平成29年度）				
分別区分	処理方法		処理施設等	処理実績(t)
可燃ごみ	焼却(エネルギー回収)「発電、熱利用」		・春日部市豊野環境衛生センター	45,163
不燃ごみ	リサイクル・埋立		・春日部市クリーンセンター	2,760
資源物	新聞	リサイクル	・民間施設	2,823
	雑誌・紙箱・包装紙類			
	段ボール			
	その他雑紙			
	紙パック			
	布類			
	びん・かん・ペットボトル		・春日部市資源選別センター ・春日部市資源選別センター庄和	2,604
有害・危険ごみ	リサイクル		・民間施設	86
粗大ごみ	リサイクル・焼却・埋立		・春日部市クリーンセンター	1,117



(令和8年度)				
分別区分	処理方法		処理施設等	処理実績(t)
可燃ごみ	焼却(エネルギー回収)	発電、熱利用	・春日部市豊野環境衛生センター	41,350
不燃ごみ	リサイクル・埋立	破碎・選別	・春日部市クリーンセンター	2,575
資源物	新聞	リサイクル	・民間施設	2,736
	雑誌・紙箱・包装紙類			
	段ボール			
	その他雑紙			
	紙パック			
	布類			
	びん・かん・ペットボトル	選別・圧縮・梱包	・春日部市資源選別センター	1,855
有害・危険ごみ	リサイクル	(保管後、民間委託)	・民間施設	118
粗大ごみ	リサイクル・焼却・埋立	破碎・選別	・春日部市クリーンセンター	891

※有害危険ごみとして収集される、乾電池・体温計等の水銀含有製品は、専門業者にリサイクルを委託する。

不燃ごみからピックアップ回収した小型家電製品等は、希少金属を有効利用するため、専門業者にリサイクルを委託する。

(3) 処理施設の整備

ア. 廃棄物処理施設

上記(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表3-2のとおり必要な施設整備を行う。

表 3-2 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	事業主体	処理能力	設置予定地	事業期間	国土強靱化
1	ストックヤード (仮)春日部市 ストックヤード	春日部市ストックヤード整備事業(既存の解体工事を含む)	春日部市	2,800 m ²	春日部市豊野町三丁目6番地	2022年度(令和4年度)~2025年度(令和7年度)	—

(整備理由)

事業番号1 本市では2箇所あった資源選別センターを1箇所に統合したことにより、資源物の保管場所が不足している。そのため、春日部市資源選別センターに隣接する休止中の既存焼却施設を解体し、その解体跡地に保管用のストックヤードを整備することで、保管スペースや安全性の確保及び効率的な構内動線の確保を図る。

イ. 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表3-3のとおり行う。

表 3-3 合併処理浄化槽への移行計画

事業	設置主体	直近の整備済み 基数(基) 2017年度 (平成29年度) まで	整備計画 基数(基)	整備計画 人口(人)	事業期間	国土強靱化
浄化槽設置 整備事業	春日部市	450	70	462	2019年度(平成31年度)~2025年度(令和7年度)	—
合計	—	450	70	462		

(4) 施設整備に関する計画支援事業

表3-4のとおり計画支援業務を行う。

表 3-4 施設整備に関する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	ストックヤード整備事業に係る計画支援事業	環境調査・測量地質調査・実施設計等	2021年度(令和3年度)

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア. 廃家電のリサイクルに関する指導

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づき、適切な回収、再商品化がなされるよう、市民に対し指導を行っているところであるが、今後も関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行っていく。

不法投棄された家電指定5品目については、本市がメーカーの指定引取場所まで運搬を行っており、不法投棄対策の一環として現方策を維持していく。

イ. 分別の徹底、不法投棄対策

ごみカレンダーの配布、クリーンかすかべ推進員等による指導等により、分別の徹底、不法投棄対策を指導、啓発している。

今後も分別の指導、不法投棄対策を継続し、不法投棄に対しては、警察等と協力して対応を行っていく。

ウ. 災害時の廃棄物処理に関する事項

災害時の廃棄物は、ごみ集積所や本市の市有地等に一時的に集積され、本市及び委託業者等により、各廃棄物処理施設へ搬入する計画である。

災害等により処理施設に緊急事態が発生した場合の災害廃棄物の処理については、周辺の市町間での相互応援体制協定を結んでおり、この協定により広域間の災害時等の廃棄物処理体制を維持していく。

本市の最終処分場は2011年度（平成23年度）で埋め立て終了となっており、がれき等の大量の廃棄物の受入は困難であり、災害時の廃棄物の処理・処分先について民間業者との連携を目指していく。

災害廃棄物処理計画の策定状況：平成27年3月に策定済。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を確認し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、埼玉県と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

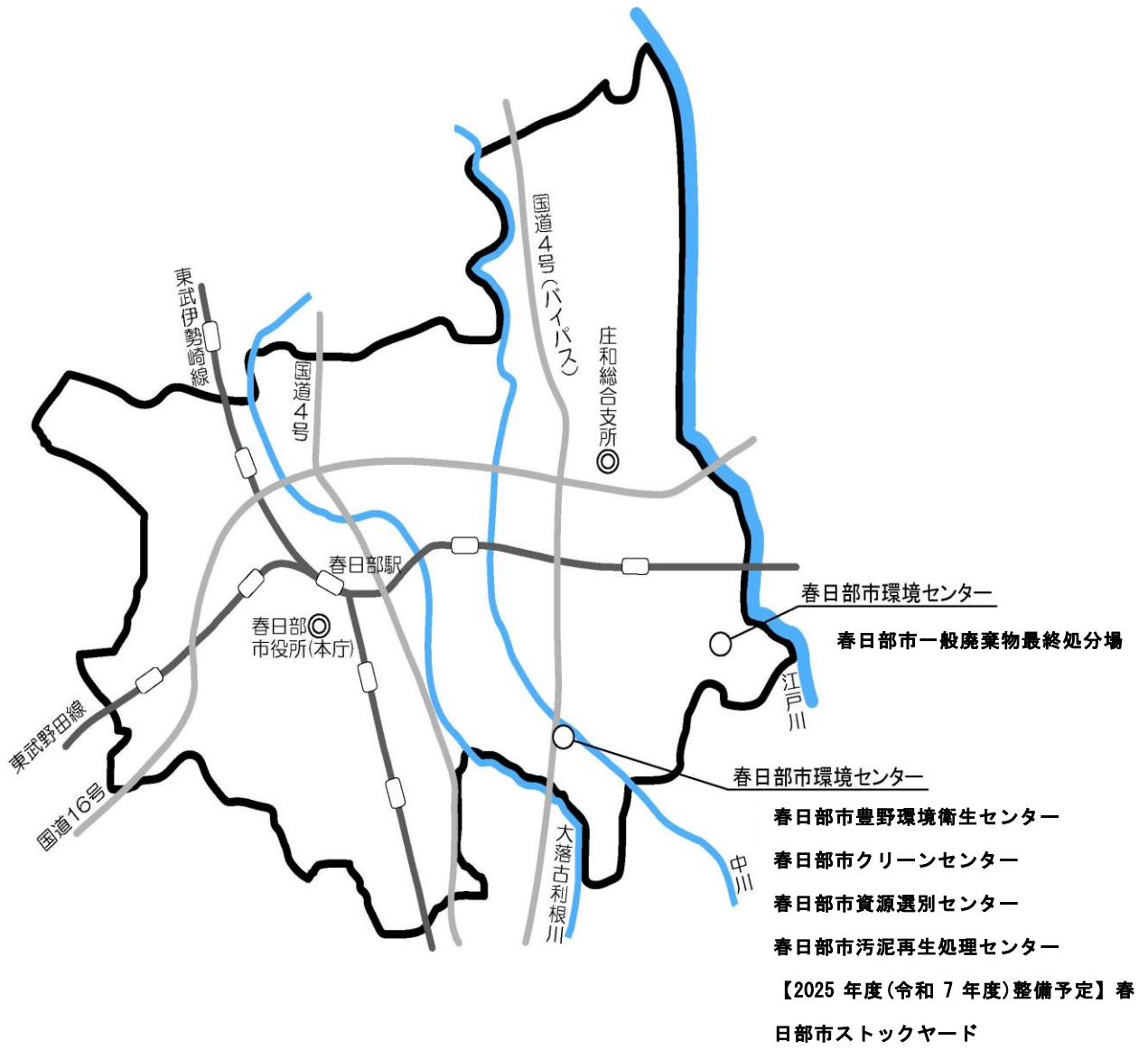
計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果がとりまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

添 付 資 料

添付資料-1 計画地域内の施設の位置



添付資料－2 現状と目標トレンドグラフ

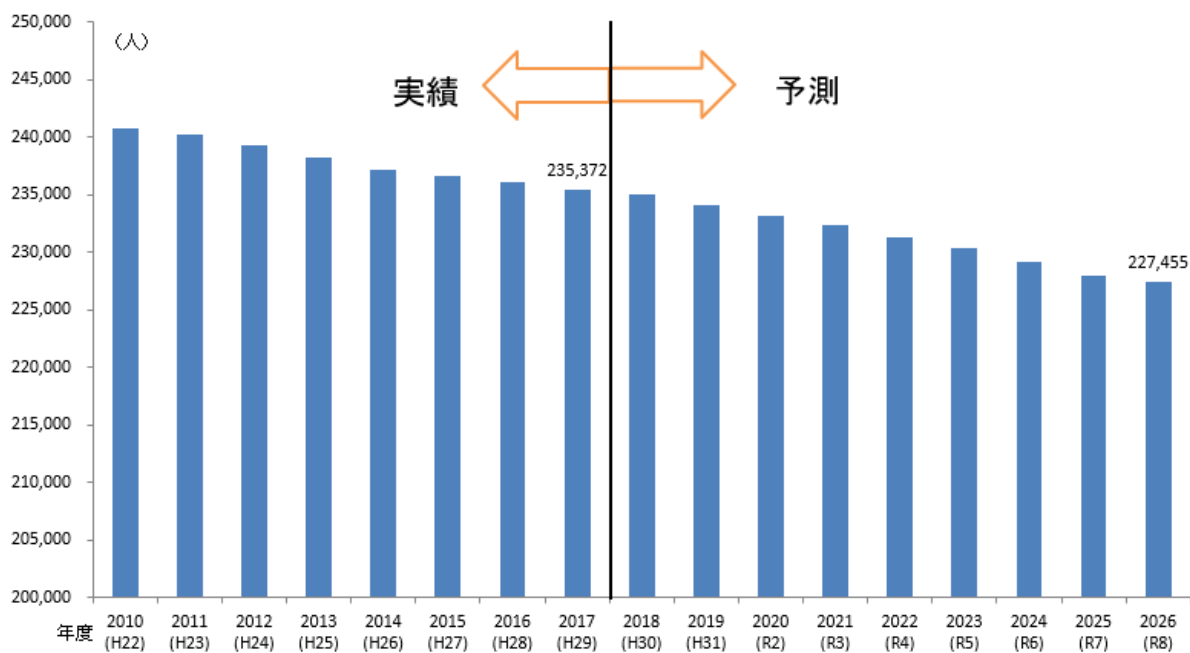


図1 人口の推移

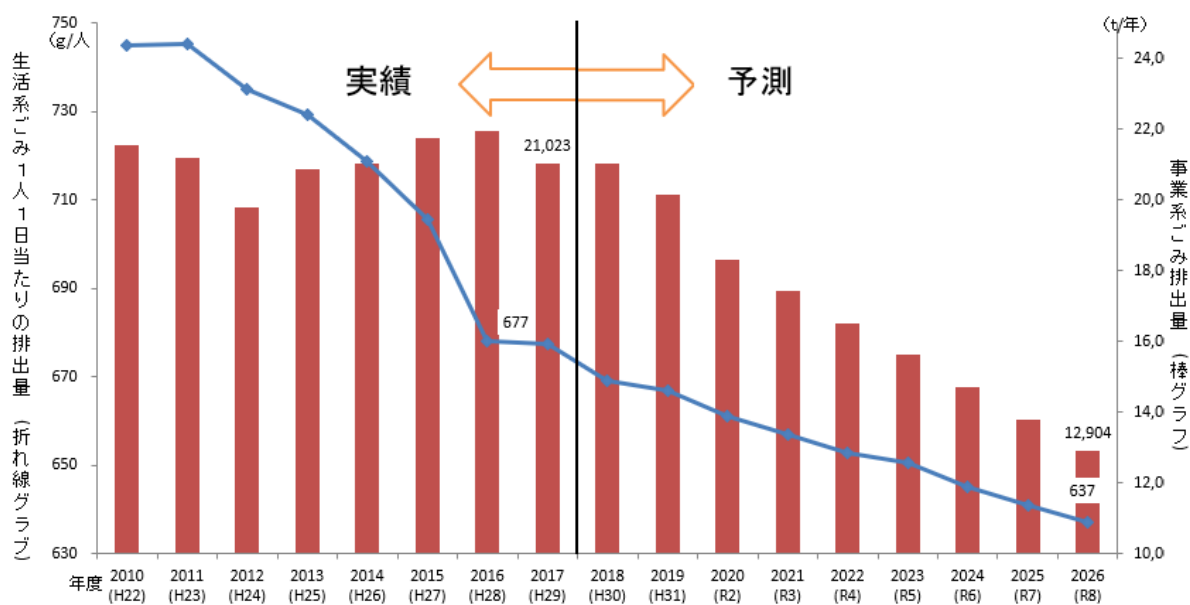


図2 生活系及び事業系のごみ排出量の推移

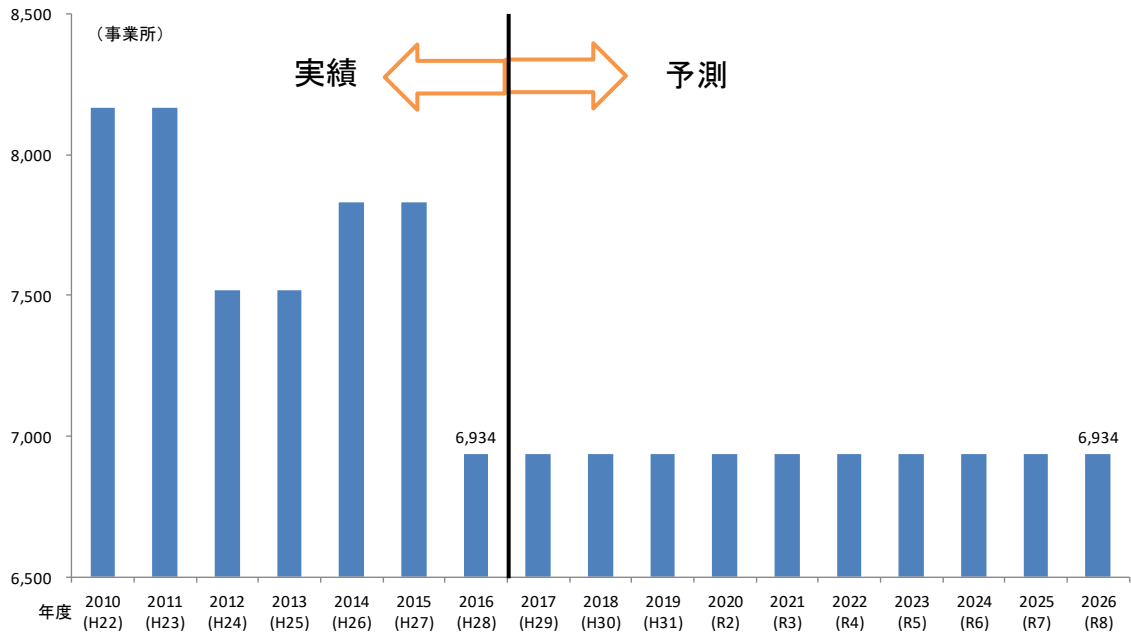
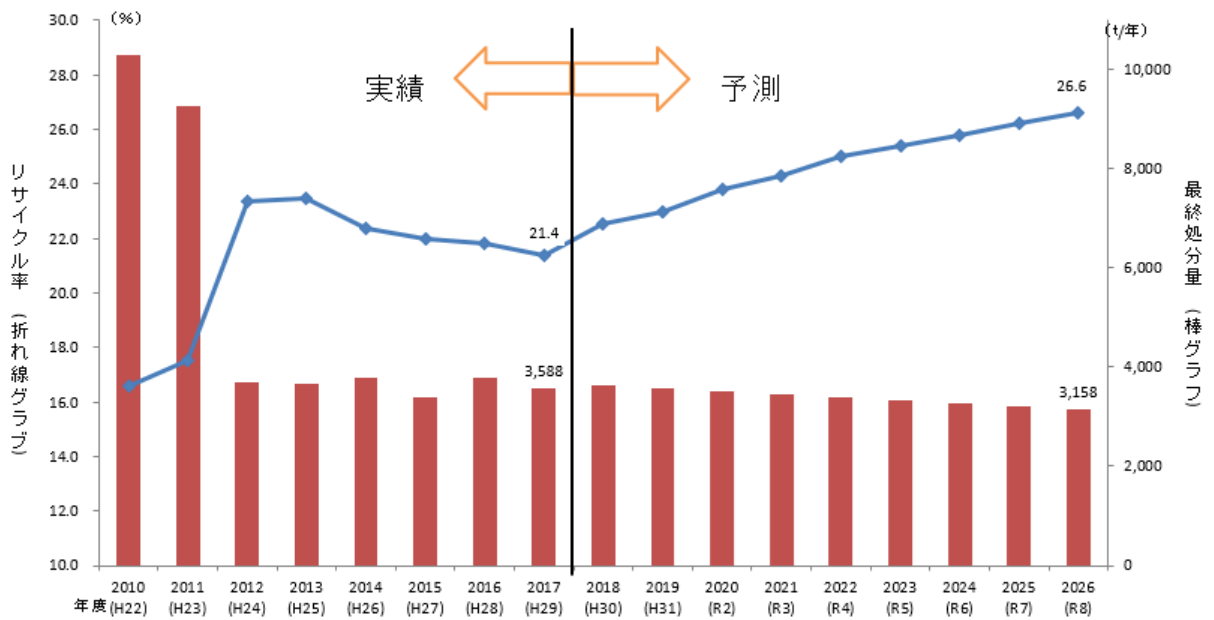


図3 事業所数の推移



※リサイクル率＝総資源化量÷（排出量＋集団回収量）

図4 リサイクル率・最終処分量の推移

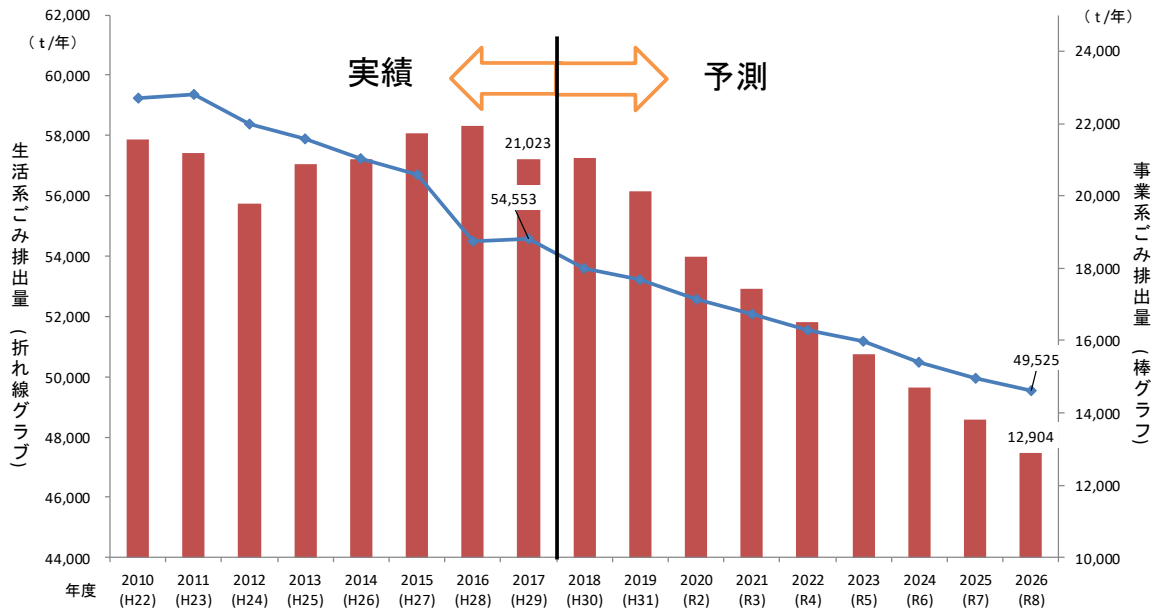


図5 事業系・生活系総排出量の推移

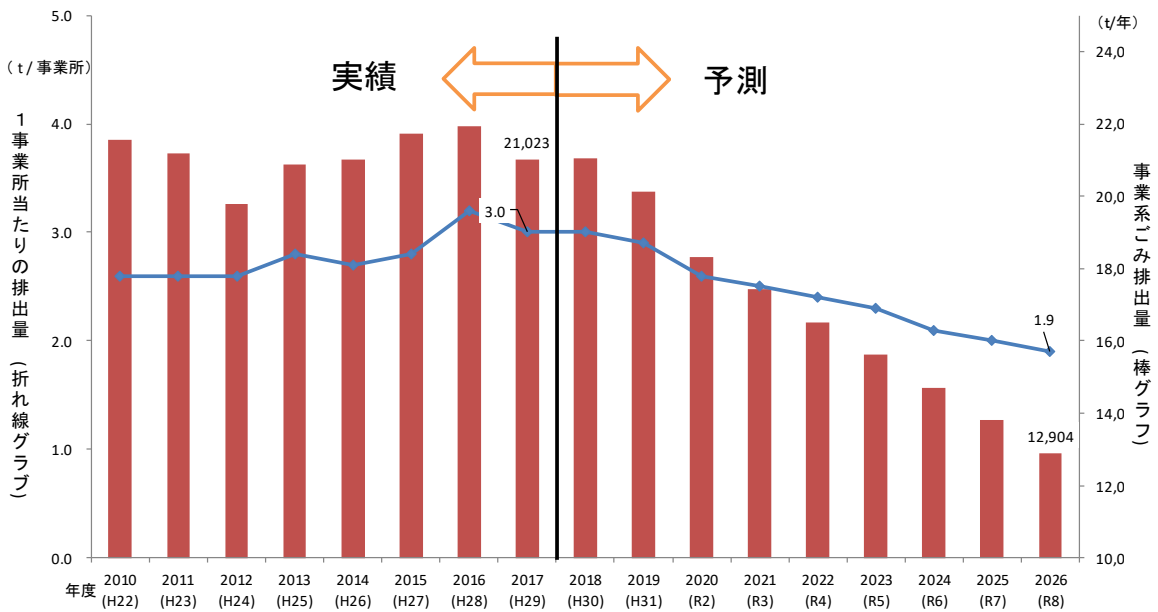


図6 1事業所当たりの排出量の推移

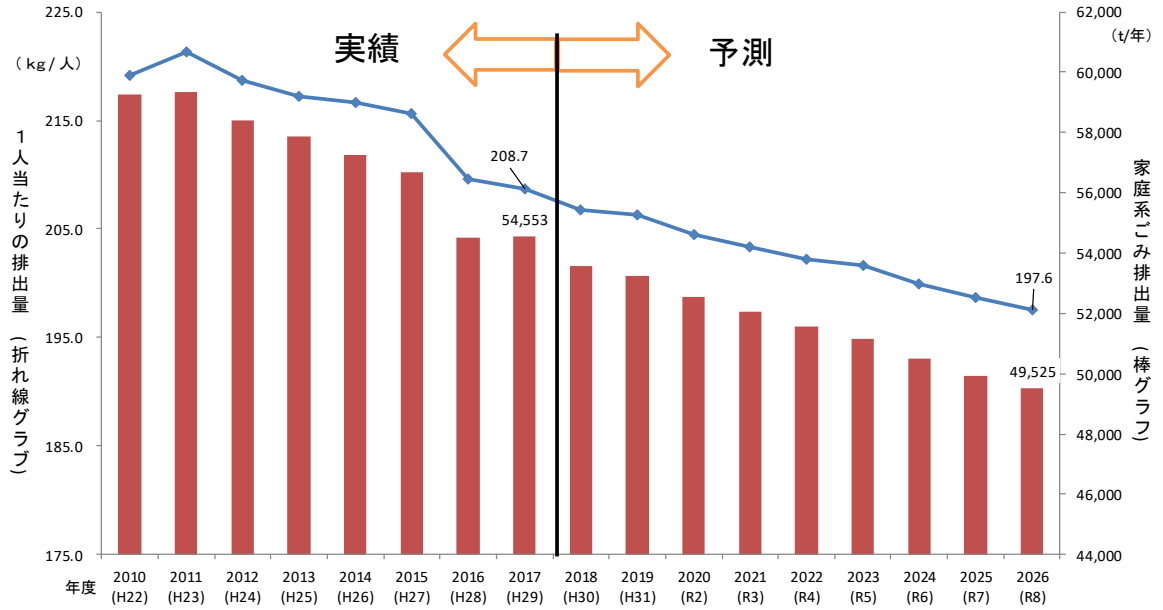


図7 1人当たりの排出量の推移

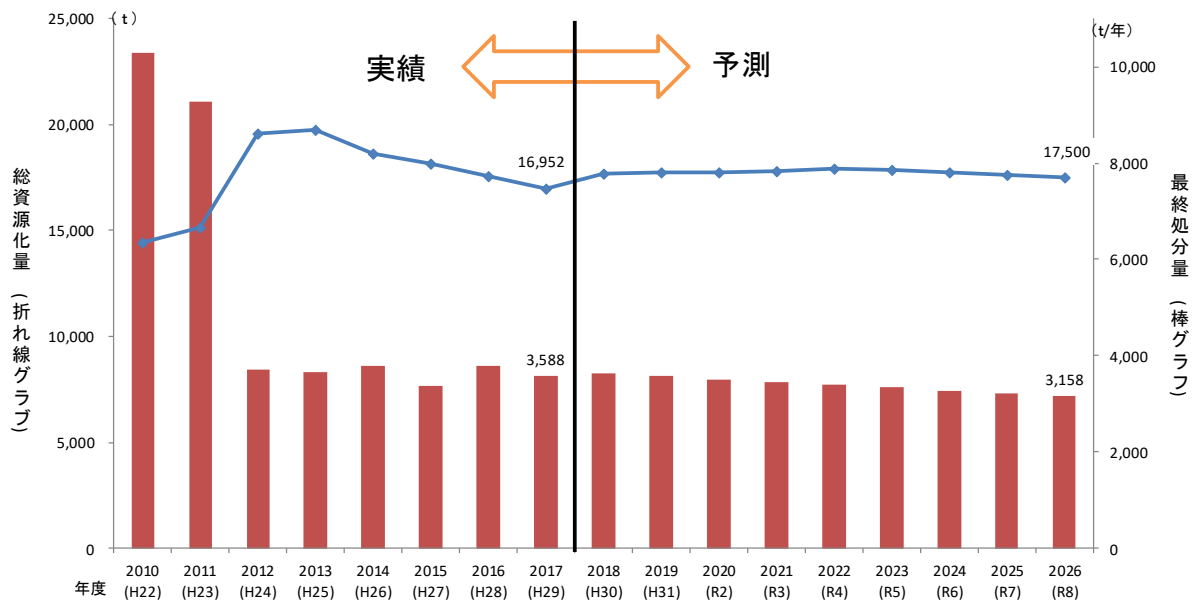


図8 総資源化量及び最終処分量の推移

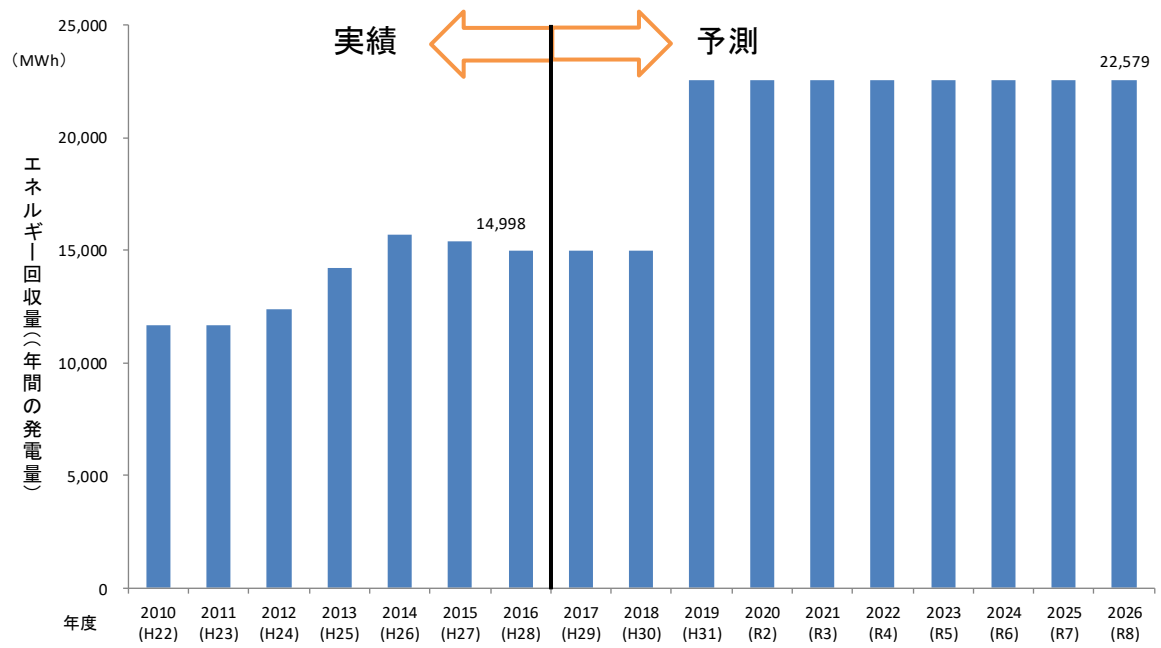


図9 エネルギー回収量（年間の発電量）の推移

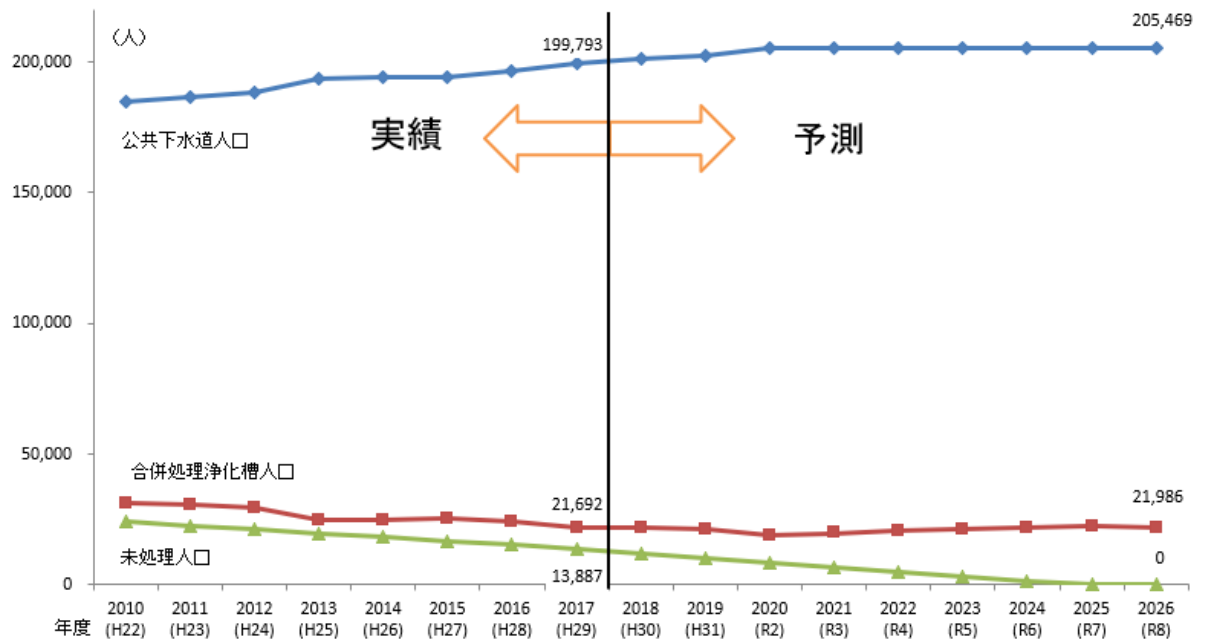


図10 生活排水処理人口の推移

添付資料-3 分別区分の詳細

ごみの排出方法

種類別	分別区分		排出方法
可燃	可燃ごみ (台所ごみ、紙おむつ、革製品、小枝、プラスチック等)		透明又は白色半透明の袋
不燃	不燃ごみ (鍋・やかん、ガラス、割れたびん、小型家電製品等)		透明又は白色半透明の袋
資源物	びん・かん・ペットボトル	びん・ペットボトル	指定コンテナ (集積所に配布) ※キャップとラベルを取り外し軽くつぶして排出
		かん	指定コンテナ (集積所に配布)
	紙・布	新聞紙・チラシ	紐で十文字に縛る
		雑誌・紙箱・包装紙類	紐で十文字に縛る
		段ボール	紐で十文字に縛る
		その他雑紙 (名刺・葉書・封筒等)	紐で十文字に縛る 又は、紙袋に入れる
		紙パック	紐で十文字に縛る
	古繊維類	透明又は白色半透明の袋	
他	有害ごみ	乾電池	赤色コンテナ (集積所配布)
		水銀体温計	
蛍光管・電球			
	危険ごみ	カセット式ガスボンベ・スプレー缶 使い捨てライター・自噴式殺虫剤	※スプレー缶は、穴を開けないで中身がある場合は「中身有」表示し排出 ※リチウムイオン電池を内蔵する小型電子機器も回収する。
粗大	粗大ごみ (一辺が 50 cm を超え、2m 未満のもの)		電話又はインターネットによる申し込み (有料・点数制) 施設直接搬入 (有料・従量制)
排出時間			収集日の朝 8 時まで
排出場所 (地域住民が指定するステーション方式)			集積所 (ダストボックス含む)

添付資料-4 地域内の施設の現況と予定（位置図）

施設種別	施設名	事業主体	現有施設の内容			
			型式及び処理方式	補助の有無	処理能力	開始年月
エネルギー回収推進施設	春日部市豊野環境衛生センター	春日部市	焼却、熱回収	有	399t/日	1994年（平成6年）3月
マテリアルリサイクル推進施設	春日部市クリーンセンター		破碎・選別	有	80t/日	1992年（平成4年）7月
	春日部市資源選別センター		選別・圧縮・梱包	有	30t/日	1994年（平成6年）6月
最終処分場	春日部市一般廃棄物最終処分場		一般廃棄物最終処分場	有	埋立容量 82,800m ³	2004年（平成16年）11月
し尿処理施設	春日部市汚泥再生処理センター		下水道放流固液分離方式	有	69kL/日	2017年（平成29年）3月

※現有処理施設すべてに係る災害対策については、国土交通省の「浸水ナビ」の浸水想定を参考にし、土嚢等の浸水対策の準備を進め、処理機能の維持を目指す。

また、薬品が漏洩したことを想定し、薬品漏洩対策訓練を行い、災害発生時の備えを進める。

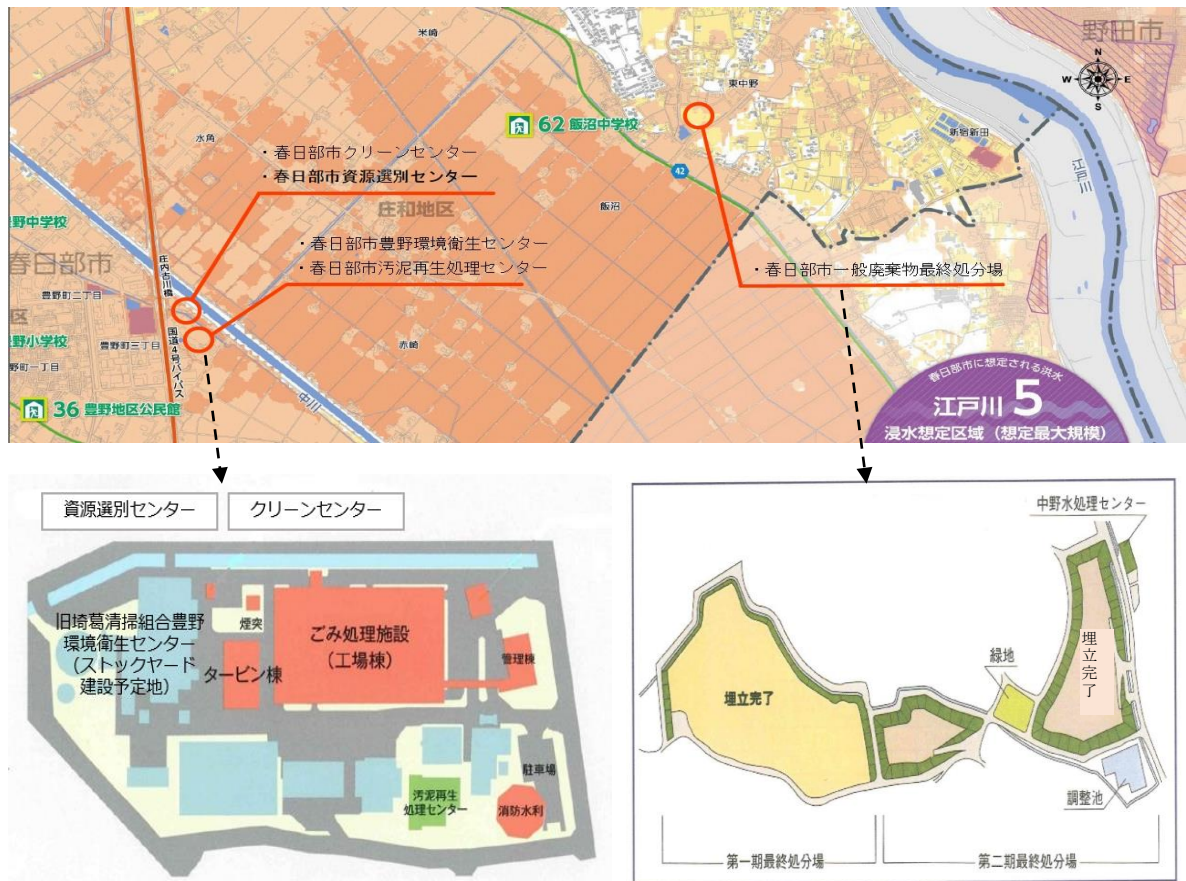
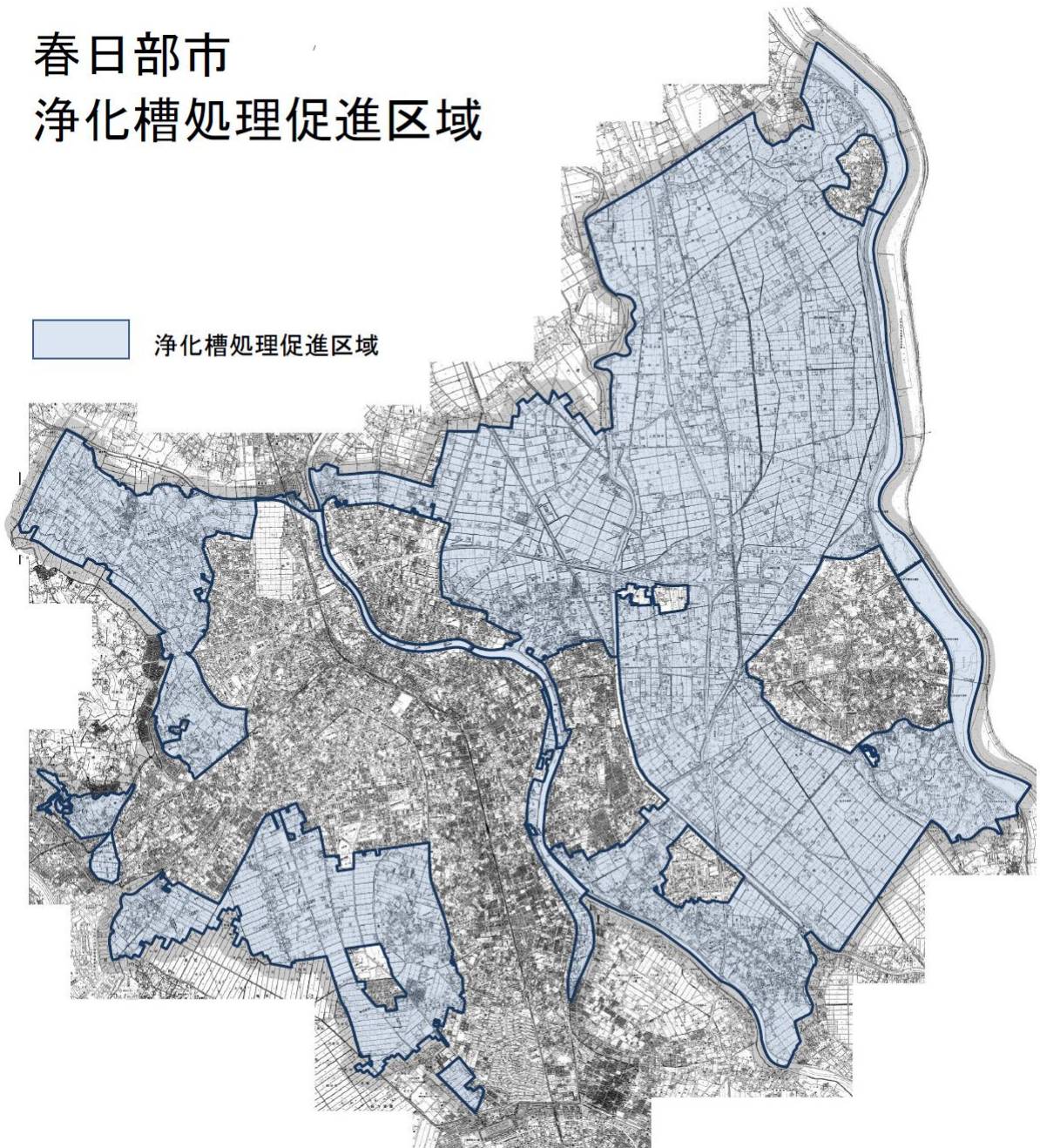
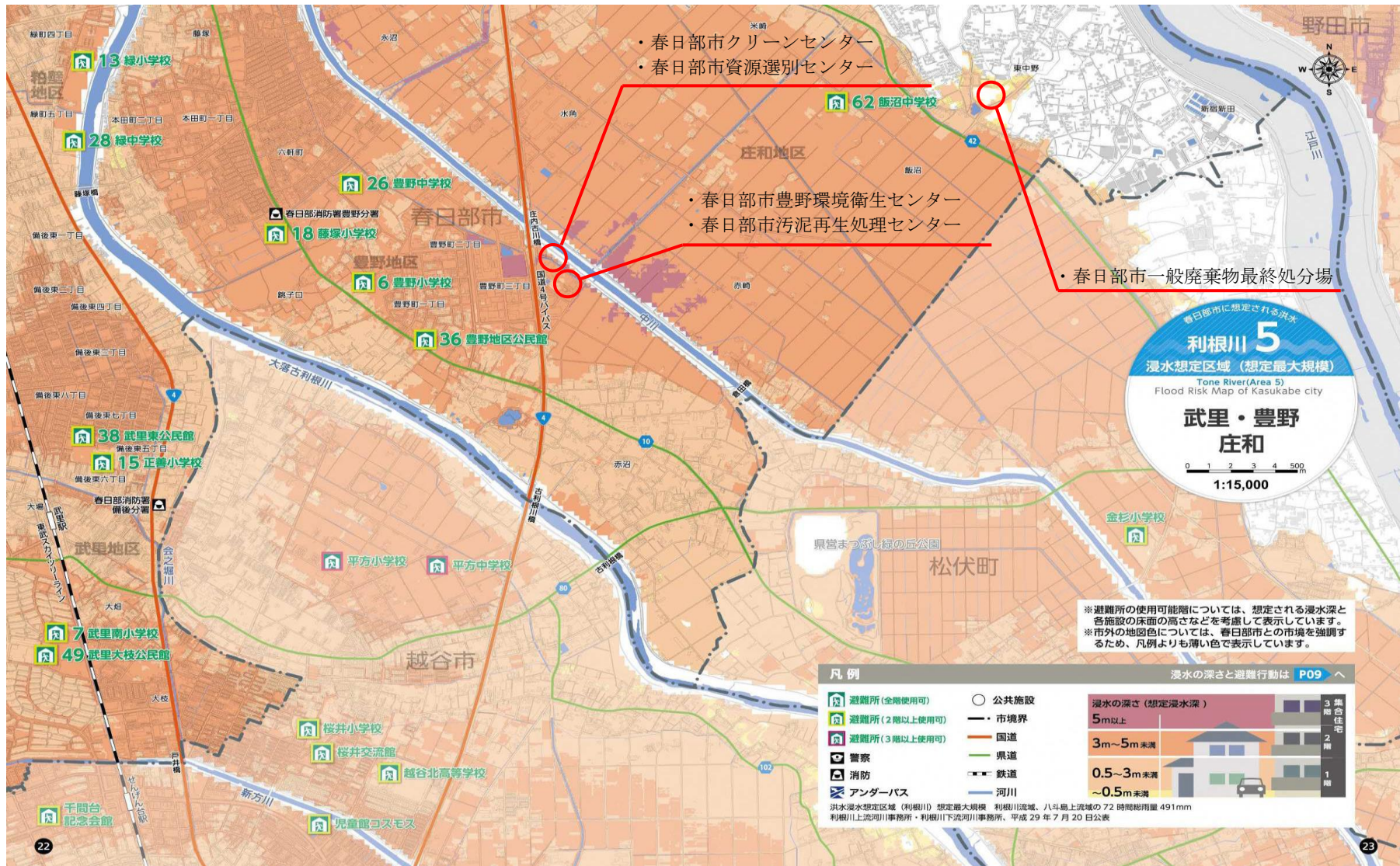


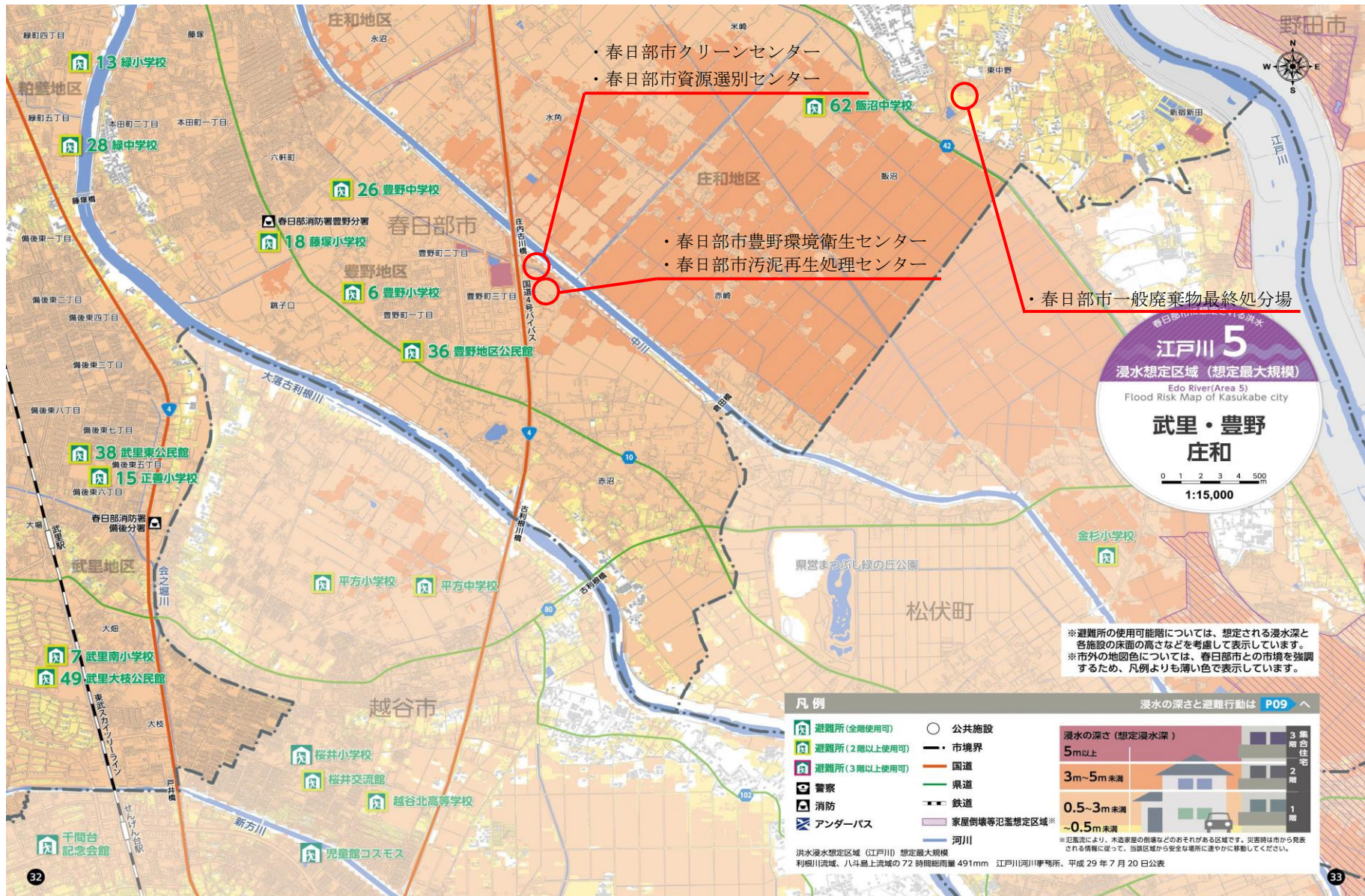
図1-1 地域内の施設の位置図

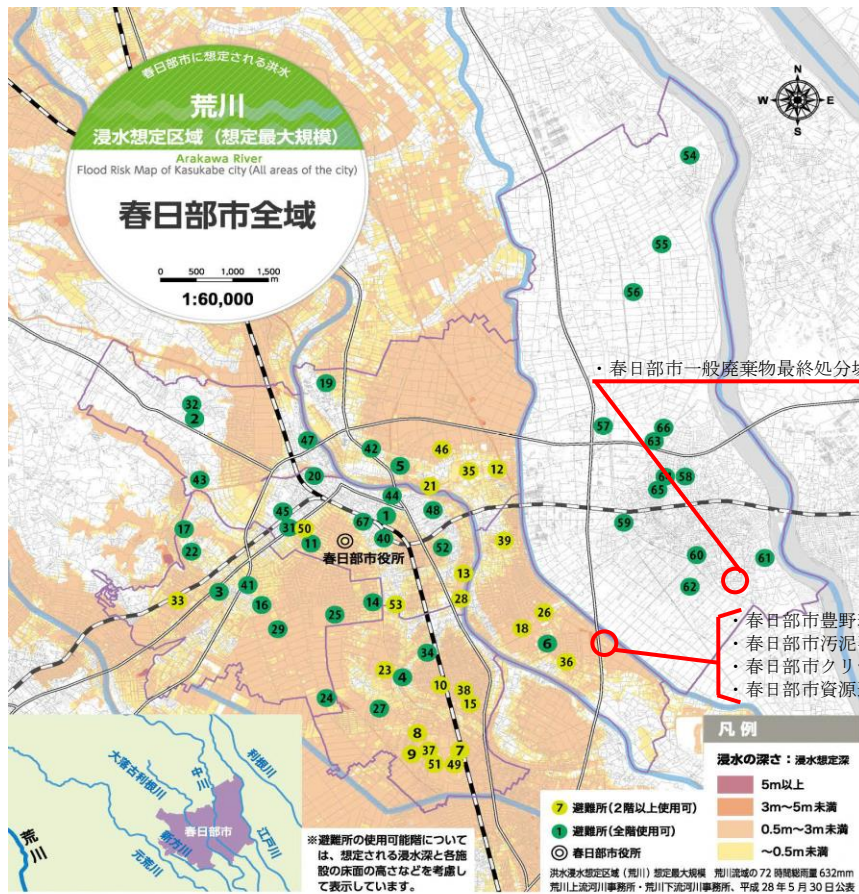
春日部市 浄化槽処理促進区域



添付資料-6 廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ







避難所(屋内で一定期間、仮の生活をおくる所)

MAP No.	施設名	住所	荒川	興4河川
1	粕壁小学校	粕壁3-2-19	○	○
2	内牧小学校	内牧2415-2	○	○
3	豊野小学校	道南川1737-1	○	○
4	武里小学校	備後西5-2	○	○
5	香松小学校	八丁目353-1	○	2F
6	豊野小学校	鏡子口1087	○	2F
7	武里南小学校	大枝89武里地2-1	2F	2F
8	武里西小学校	大枝822-1	2F	○
9	谷中記念館	大枝656-1	2F	○
10	備後小学校	備後西3-2-1	2F	○
11	八木崎小学校	中央4-1	○	○
12	牛島小学校	牛島1080	2F	2F

MAP No.	施設名	住所	荒川	興4河川
13	緑小学校	緑町5-4-1	2F	2F
14	上沖小学校	大沼5-44	○	○
15	正善小学校	備後東5-2-1	2F	○
16	立野小学校	南中管根1074	○	○
17	沢川小学校	新方1090	○	○
18	藤塚小学校	藤塚82-2	2F	2F
19	小淵小学校	小淵905-1	○	○
20	春日部中学校	粕壁4-4-15	○	○
21	東中学校	榑野181-1	2F	2F
22	豊春中学校	南中管根107-2	○	○
23	武里中学校	榑野3	2F	○
24	(旧)谷原中学校	谷原新田1507	○	○

MAP No.	施設名	住所	荒川	興4河川
25	大沼中学校	大沼6-75	○	○
26	豊野中学校	鏡子口130	2F	2F
27	春日部南中学校	武里中野746	○	○
28	緑中学校	緑町5-9-38	2F	2F
29	大沼中学校	上大沼新田140	○	○
30	市民武道館	大沼2-107	×	○
31	中央公民館	粕壁6918-1	○	○
32	内牧地区公民館	内牧4398	○	○
33	豊春地区公民館	上榑野101-2	2F	○
34	武里市民センター	備後西1-13-2	○	○
35	香松地区公民館	牛島657-1	2F	2F
36	豊野地区公民館	鏡子口999	2F	2F

※30 市民武道館 は、荒川洪水時は使用できません。

MAP No.	施設名	住所	荒川	興4河川
37	武里南地区公民館	大枝89武里地7-5	2F	2F
38	武里東公民館	備後東7-38-16	2F	○
39	藤塚公民館	藤塚1670-1	2F	2F
40	粕壁南公民館	南1-12-23	○	○
41	豊春第二公民館	豊町5-14-1	○	○
42	幸松第二公民館	小淵73-1	○	○
43	内牧南公民館	内牧1498	○	○
44	市民文化会館	粕壁2-8-61	○	○
45	県立春日部高等学校	粕壁5539	○	○
46	県立春日部高等学校	榑野363	2F	2F
47	県立春日部工業高等学校	梅田本町1-1-1	○	○

MAP No.	施設名	住所	荒川	興4河川
48	県立春日部女子高等学校	粕壁東6-1-1	○	○
49	武里大枝公民館	大枝89武里地2-1	2F	2F
50	総合福祉センター	中央2-24-1	2F	○
51	健康福祉センター	大枝89武里地7-4	2F	2F
52	男女児童館	緑町3-3-17	○	2F
53	大池廻いの家	南5-7-13	2F	○
54	(旧)宝珠小学校	西宝珠花593	○	○
55	江戸川小学校	上吉栗1	○	○
56	(旧)豊多小学校	神岡872	○	○
57	南桜井小学校	下柳3	○	○
58	桜川小学校	大枝496-1	○	○

MAP No.	施設名	住所	荒川	興4河川
59	豊野中学校	永沼2250-1	○	○
60	川辺小学校	米崎756	○	○
61	中央小学校	東中野554	○	○
62	飯沼中学校	飯沼180	○	2F
63	庄和体育館	金崎616	○	○
64	社会福祉法人 子供の町	西金井337	○	○
65	正風館	大森307-1	○	○
66	県立庄和高等学校	金崎583	○	○
67	県立沼久保高等学校	南1-1-7	○	○
68	県立沼久保高等学校	赤沼475	×	×

※68 県立沼久保高等学校は、洪水時は使用できません。

1 地域の概要

(1) 地域名	春日部地域		(2) 地域内人口	平成30年3月31日現在 235,732人	(3) 地域面積	66.00 k㎡
(4) 構成市町村等名	春日部市		(5) 地域の要件*	<input type="checkbox"/> 人口 <input type="checkbox"/> 面積 <input type="checkbox"/> 沖縄 <input type="checkbox"/> 離島 <input type="checkbox"/> 奄美 <input type="checkbox"/> 豪雪 <input type="checkbox"/> 山村 <input type="checkbox"/> 半島 <input type="checkbox"/> 過疎 <input type="checkbox"/> その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立されていない場合、今後の見通し：		設立（予定）年月日： 年 月 日 設立、認可予定			

* 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年		過去の状況・現状（排出量等に対する割合）					目標
		2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2026年度 (令和8年度)
排出量	事業系 総排出量（トン）	20,881	21,008	21,738	21,946	21,023	12,904 (-38.6%)
	1事業所当たりの排出量 ^{※2} （トン/事業所）	2.8	2.7	2.8	3.2	3.0	1.9 (-36.7%)
	生活系 総排出量（トン）	57,873	57,249	56,701	54,497	54,553	49,525 (-9.2%)
	1人当たりの排出量 ^{※3} （kg/人）	217.2	216.7	215.6	209.6	208.7	197.6 (-5.3%)
合計	事業系生活系排出量合計（トン）	78,754	78,257	78,439	76,443	75,576	62,429(-17.4%)
再生利用量	直接資源化量（トン）	3,520(4.5%)	3,297(4.2%)	3,345(4.3%)	3,157(4.1%)	3,161(4.2%)	6,033 (9.7%)
	総資源化量（トン）	19,775(23.5%)	18,613(22.4%)	18,151(22.0%)	17,540(21.8%)	16,952(21.4%)	17,500 (26.6%)
エネルギー回収量	（年間の発電電力量 MWH）	14,197	15,703	15,402	14,998	14,978	22,579
	エネルギー回収量 （年間の熱利用量 GJ）	—	—	—	—	—	—
最終処分量	埋立最終処分量（トン）	3,665(4.7%)	3,779(4.8%)	3,381(4.3%)	3,787(5.0%)	3,588(4.7%)	3,158 (5.0%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

--

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	旧埼葛清掃組合 豊野環境衛生センター	春日部市	全連続式	270 t/日	旧焼却炉1977年(昭和52年)7月 補設炉1990年(平成2年)8月	1994年(平成6年)3月	2023年(令和5年6月) ～2026年(令和8年3月)	国交省浸水ナビ(最大浸水深3.98m)既存施設は嵩上げが出来ないため、土嚢袋を準備して浸水に備える。	
マテリアルリサイクル推進施設	春日部市クリーンセンター	春日部市	破碎・選別	80 t/日	1992年(平成4年)7月			国交省浸水ナビ(最大浸水深4.93m)既存施設は嵩上げが出来ないため、土嚢袋を準備して浸水に備える。また、施設が稼働できなくなった場合は、埼玉県清掃行政研究協議会の県内協力体制実施要項に基づき、周辺自治体への処理を依頼する。	
	春日部市資源選別センター	春日部市	選別・圧縮・梱包	30 t/日	1994年(平成6年)3月			国交省浸水ナビ(最大浸水深4.87m)既存施設は嵩上げが出来ないため、土嚢袋を準備して浸水に備える。また、施設が稼働できなくなった場合は、埼玉県清掃行政研究協議会の県内協力体制実施要項に基づき、周辺自治体への処理を依頼する。	
最終処分場	春日部市一般廃棄物最終処分場	春日部市	—	埋立容量 82,800m ³	2004年(平成16年)11月			国交省浸水ナビ(最大浸水深1.28m)既存施設は嵩上げが出来ないため、土嚢袋を準備して浸水に備える。なお、備考のとおり、最終処分場の埋立は完了している。	2013年(平成25年)3月埋立完了
汚泥再生処理センター	春日部市汚泥再生処理センター	春日部市	下水道放流固液分離方式	69 kl/日	2017年(平成29年)3月			国交省浸水ナビ(最大浸水深4.34m)既存施設は嵩上げが出来ないため、土嚢袋を準備して浸水に備える。また、施設が稼働できなくなった場合は、埼玉県清掃行政研究協議会の県内協力体制実施要項に基づき、周辺自治体への処理を依頼する。	

(2) 更新（改良）・新施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力 (単位)	竣工予定年月日	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設の解体の有無(解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	プラスチック再商品化を実施するための施設整備事業	備考
エネルギー回収推進施設	春日部市豊野環境衛生センター	春日部市	全連続式	399 t/日	2019年(平成31年)3月	施設の延命化及びCO2排出量削減のための基幹的設備改良工事	—		国交省浸水ナビ(最大浸水深3.76m)既存施設は嵩上げが出来ないため、土嚢袋を準備して浸水に備える。また、施設が稼働できなくなった場合は、埼玉県清掃行政研究協議会の県内協力体制実施要項に基づき、周辺自治体への処理を依頼する。		
ストックヤード	(仮)春日部市ストックヤード	春日部市	選別・圧縮・梱包・一時保管	2,800m ²	2026年(令和8年)3月	再資源化促進のため	有 (旧埼玉葛清掃組合豊野環境衛生センター)	着手予定 2023年(令和5年)6月 完了予定 2026年(令和8年)3月	当該敷地における最大浸水想定時に、浸水しない所管用地(当該敷地と離れた場所)を活用し、施設が復旧するまでの間、ペットボトル等を一時的に保管する。また、保管容量を超える場合は、埼玉県清掃行政研究協議会の「ごみ処理施設県内協力体制実施要綱」及び「災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定」を活用し、他自治体に処理の協力を要請する。 国交省浸水ナビ(最大浸水深3.98m)ごみ焼却施設及び汚泥再生処理センターと同一敷地であるため、車両動線なども考慮し、通常の施設運営に支障のない範囲で、地盤高を確保する。あわせて、土嚢や救命ポート等の準備を進め、浸水に備える。		旧埼玉葛清掃組合豊野環境衛生センターの跡地に整備。浸水時の一時保管場所として、旧資源選別センター庄和を利用。

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状					目標
	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2026年度 (令和8年度)
総人口	238,239	237,214	236,583	236,086	235,372	227,455
公共下水道	汚水衛生処理人口 193,802 81.3%	汚水衛生処理人口 193,946 81.8%	汚水衛生処理人口 194,466 82.2%	汚水衛生処理人口 196,288 83.1%	汚水衛生処理人口 199,793 84.9%	汚水衛生処理人口 205,469 90.3%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率					
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口 24,663 10.4%	汚水衛生処理人口 25,003 10.5%	汚水衛生処理人口 25,320 10.7%	汚水衛生処理人口 24,452 10.4%	汚水衛生処理人口 21,692 9.2%	汚水衛生処理人口 21,986 9.7%
未処理人口	汚水衛生未処理人口 19,774	汚水衛生未処理人口 18,265	汚水衛生未処理人口 16,797	汚水衛生未処理人口 15,346	汚水衛生未処理人口 13,887	汚水衛生未処理人口 0

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	春日部市	450	2,938	1991年(平成3年)4月	70	462	2026年(令和8年)3月	

※ 別添資料として浄化槽設置整備事業対象区域図を添付する。

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2

事業種別	事業番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規模 単位	事業期間 ※5		総事業費(千円)							交付対象事業費(千円)							備考		
				開始	終了	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)			
○マテリアルリサイクル推進等に関する事業						2,472,800	0	0	0	0	123,640	1,112,760	1,236,400	1,891,800	0	0	0	0	0	945,900	945,900	
ストックヤード整備事業	1	春日部市	2800m2	R4	R7	2,472,800	0	0	0	0	123,640	1,112,760	1,236,400	1,891,800	0	0	0	0	0	945,900	945,900	
○浄化槽に関する事業						34,840	3,976	3,976	3,976	5,728	5,728	5,728	5,728	34,840	3,976	3,976	3,976	5,728	5,728	5,728	5,728	
浄化槽設置整備事業	2	春日部市		H31	R7	34,840	3,976	3,976	3,976	5,728	5,728	5,728	5,728	34,840	3,976	3,976	3,976	5,728	5,728	5,728	5,728	
合 計						2,507,640	3,976	3,976	3,976	5,728	129,368	1,118,488	1,242,128	1,926,640	3,976	3,976	3,976	5,728	5,728	951,628	951,628	

- ※1 事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。
- ※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。
- ※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。
- ※4 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。
- ※5 事業が地域計画を跨ぐ場合は備考欄に全体の事業期間を記載すること。なお、事業期間は交付対象外部分のみを行う期間も含む。
- ※6 廃焼却施設の解体と新施設の建設を異なる事業主体が実施する場合は、それぞれの事業費を記載すること。

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画							備考
					開始	終了		2019年度 (平成31年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	容器包装廃棄物の発生抑制	事業活動の包装の適正化や販売時の過剰包装を断る習慣、繰り返し使用可能な容器を利用する	春日部市	2019 (H31)	2025 (R7)		啓発継続							
	12	3M運動の推進	誰でも気軽に実践できるごみ減量化策として3M運動の輪を広げる(市庁舎内は実施済み)	春日部市	2019 (H31)	2025 (R7)		普及啓発							
	13	家庭での生ごみの堆肥化・利用促進	生ごみ堆肥化講習会の開催及び堆肥の利用システムの研究	春日部市	2019 (H31)	2025 (R7)		普及啓発							
	14	行政における再生品の活用	行政における環境物品などの調達継続	春日部市	2019 (H31)	2025 (R7)		継続実施							
	15	再生品の利用促進	再生品の利用の呼びかけ、販売店に対する再生品販売の要請	春日部市	2019 (H31)	2025 (R7)		普及啓発							
	16	家庭ごみ有料化の導入検討	ごみの排出量に応じた費用を負担する仕組み導入の検討	春日部市	2019 (H31)	—		検討							
	17	ごみ処理手数料の定期的見直し等	ごみ処理手数料の定期的な見直し	春日部市	2019 (H31)	2025 (R7)		検討・実施							
	18	減量・資源化計画に基づく監視・指導	多量排出事業所等が提出した減量・資源化計画書の実施の監視・指導	春日部市	2019 (H31)	2025 (R7)		事業継続							
	19	事業系ごみ搬入者に対する検査の強化	事業系ごみ搬入者に対して抜き打ち検査を行い分別排出指導	春日部市	2019 (H31)	2025 (R7)		検査に基づく指導							
	20	事業系ごみ減免措置制度の周知徹底	分別されたびん・缶・ペットボトルに対する減免措置制度の周知、分別排出指導	春日部市	2019 (H31)	2025 (R7)		事業継続							
	21	自主的な活動への支援	自主的なリサイクル等活動を行っている市民団体等に対する情報提供、活動のPR	春日部市	2019 (H31)	2025 (R7)		事業継続							
	22	施設見学会、清掃事業体験の実施	市民が誰でも参加できるごみ処理施設の見学会の実施	春日部市	2019 (H31)	2025 (R7)		施設見学会事業継続							
	23	環境教育の充実	施設見学会による環境教育の充実	春日部市	2019 (H31)	2025 (R7)		事業実施							
	24	生活排水処理対策	既存浄化槽使用者への適正管理の啓発及び合併処理浄化槽への転換に対する補助制度の周知を図る	春日部市	2019 (H31)	2025 (R7)		啓発継続							
処理体制の構築、変更に関するもの	25	その他プラ容器の分別収集	その他プラスチック製容器包装の分別収集の開始	春日部市	2019 (H31)	2025 (R7)		調査研究							
	26	焼却灰の資源化	焼却灰(主灰)について民間委託により資源化処理を行う	春日部市	2019 (H31)	2025 (R7)		事業継続							
処理施設の整備に関するもの	1	ストックヤード整備事業	再資源化の促進	春日部市	2022 (R4)	2025 (R7)	○	解体・建設工事							
	2	合併浄化槽整備(個人設置型)	浄化槽整備区域において、専用住宅の既存単独処理浄化槽などから合併処理浄化槽に転換する設置者に補助し、整備を図る	春日部市	2019 (H31)	2025 (R7)	○	合併浄化槽整備							
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	Iの計画支援	環境調査 測量地質調査 実施設計等	春日部市	2021 (R3)	2021 (R3)	○	計画支援							
その他	42	廃家電のリサイクルに関する指導	家電リサイクル法に基づく処理の普及啓発	春日部市	2019 (H31)	2025 (R7)		普及啓発							
	43	分別の徹底、不法投棄対策	適正排出の強化とリサイクル推進員及び警察等との連携の強化	春日部市	2019 (H31)	2025 (R7)		事業継続							
	44	災害時の廃棄物処理に関する事項	構成市町における連携体制の構築	春日部市	2019 (H31)	2025 (R7)		体制整備に向けた協議							

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体	春日部市
(2) 施設名称	(仮) 春日部市ストックヤード
(3) 工期 ※1	2022年度（令和4年度）～2025年度（令和7年度）
(4) 施設規模	処理能力 2,800m ³
(5) 処理方式	保管
(6) 地域計画内の役割 ※2	再資源化の促進
(7) 廃焼却施設解体工事 の有無	有 無

「ストックヤード」を整備する場合

(8) スtock対象物	かん、ペットボトル、水銀含有製品、小型家電等
--------------	------------------------

「容器梱包リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル 推進施設の内訳	ペットボトルベラー機一式の整備 ・ 処理方法：選別・圧縮・梱包 ・ 処理能力：0.82 t/h 以上 1.0t/h 未満（2基合計） ・ 設置場所：(仮) 春日部市ストックヤード建物内
--------------------------	---

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラグの利用計画	
---------------	--

(11) 総事業計画額※1	2,472,800千円 うち、交付対象事業費 1,891,800千円
---------------	---------------------------------------

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

※2 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体名	春日部市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	市内の浄化槽整備区域における公共用水域への環境負荷の低減のため、合併処理浄化槽への転換促進を図る。
(4) 事業期間 (生活排水処理基本計画期間) ※生活排水処理基本計画をもって地域計画に代える場合に括弧書きで記載。	2019年度(平成31年度) ～ 2025年度(令和7年度)
(5) 事業対象地域の要件	春日部市浄化槽処理促進区域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 34,840千円 うち (以下の事業を実施する場合) ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 34,840千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模
【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (人分)	基準額	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	14基(70人分)	4,648,000	4,648,000	4,648,000
6～7人槽	56基(392人分)	23,184,000	23,184,000	23,184,000
8～10人槽	基(人分)			
11～20人槽	基(人分)			
21～30人槽	基(人分)			
31～50人槽	基(人分)			
51人槽以上	基(人分)			
宅内配管費	40基	5,408,000	5,408,000	5,408,000
撤去費	40基	1,600,000	1,600,000	1,600,000
改築費(災害)	基			
改築費(長寿命化)	基			
浄化槽整備 効率化事業 費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	70基(462人分) ※基数の合計には、宅内配管費、撤去費、改築費を除く。	34,840,000	34,840,000	34,840,000